

京都市職員共済組合公告第10号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成29年3月31日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

第1条 京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

第46条第1項の表中「1,000分の45.50」を「1,000分の48.50」に、「1,000分の5.70」を「1,000分の6.45」に、「1,000分の2.09」を「1,000分の2.11」に改める。

第47条中「1,000分の94.08」を「1,000分の100.08」に、「1,000分の11.40」を「1,000分の12.90」に改める。

第49条中「平成28年度」を「平成29年度」に、「778円」を「1,140円」に改める。

第2条 京都市職員共済組合定款の一部変更（平成27年3月31日公告第12号）の一部を次のように変更する。

附則第4項中、「平成28年4月分以後」を「平成29年4月分から同年9月分まで」に、「1,000分の94.08」を「1,000分の100.08」に、「1,000分の11.40」を「1,000分の12.90」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第46条第1項及び第47条の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による変更後の京都市職員共済組合定款の一部変更（平成27年3月31日公告第12号）附則第4項の規定は、平成29年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の任意継続掛金については、なお、従前の例による。

（行財政局人事部厚生課）